

HRタイムズでは、人材活用や人事労務に関する旬な情報をお届けします。

■特集■ 最低賃金改定について

今号では、今年も10月より順次適用される「最低賃金」について特集いたします。

1



～おさらい～ 最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。

※最低賃金の対象となる賃金とは・・・毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

< 地域別最低賃金額改定に係る目安制度とは >

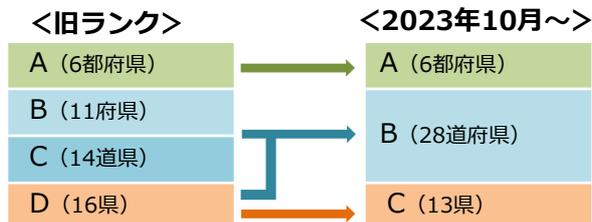
昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

2

各都道府県に適用される目安のランク区分の変更

最低賃金の引き上げ目安は、各都道府県の経済実態に応じ、ランク別に引上げ額の目安が提示されます。

2023年4月には厚生労働省 中央最低賃金審議会にて最低賃金の目安額を示す都道府県のランク制度を現行の4段階から3段階に見直しが行われ、2023年より適用となります。



3

2023年最低賃金改定額

2023年は政府が政労使会議で示していた最低賃金の全国加重平均1,000円以上になるかが焦点となっていました。中央最低賃金審議会でも示された目安(※)をもとに、地方最低賃金審議会でも答申された結果、各ランクの目安以上となり、全国加重平均は1,004円(昨年度961円)、平均引き上げ額は過去最大の43円引き上げとなりました。

※中央最低賃金審議会でも示された目安は、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円。

前年からの引き上げ額が最も高かったのは佐賀・島根の47円、次いで山形と鳥取が46円とCランクの県では、目安額を4円以上引き上げているケースが多くみられました。

賃金引き上げに関する今後の課題

2019年1月時点を目安とした場合の主要国の最低賃金の推移を比較しています。

2022年10月におこなわれた最低賃金の改定では、全国加重平均31円の引き上げがおこなわれ、過去最高額の引き上げとなっていたものの、右記グラフで他国と比較すると引き上げ水準は高いとは言えない状況です。

★ご参考：助成金について

賃金引き上げに向けてご検討されている企業様は、国の支援策として最低賃金引き上げをした企業に対して「業務改善助成金」などの支援もありますので、ご確認されてみてはいかがでしょうか。



厚生労働省HP



出所：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2023」より当社作成

人事労務ニュース振り返り

6月～8月に取り上げられたニュースを振り返り、人材業界の動向をご案内致します。

◆3割が就活で“男女差別”を実感 連合調べ

「就職差別に関する調査2023」が日本労働組合総連合会より公表されました。調査結果をみると、就職活動において「男女で採用職種が異なっていた」や「採用予定人数が男女で異なっていた」など、男女差別を感じたことがある人は32.8%でした。採用選考過程では、応募者の適性や能力と関係のない質問も多くみられ、人権への配慮の周知徹底など課題があることが分かりました。

出所：日本労働組合総連合会「就職差別に関する調査2023」
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/>

◆2022年度 男性の育児休暇取得率、過去最高

厚生労働省「2022年度雇用均等基本調査」が公表されました。2022年度の男性の育休取得率は17.13%と前年度より3.16ポイント上がり、過去最高となりました。男性の育休取得率については、2025年までに50%とする目標を政府は掲げていますが、依然として大きな開きがある状態です。



出所：厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r04.html>

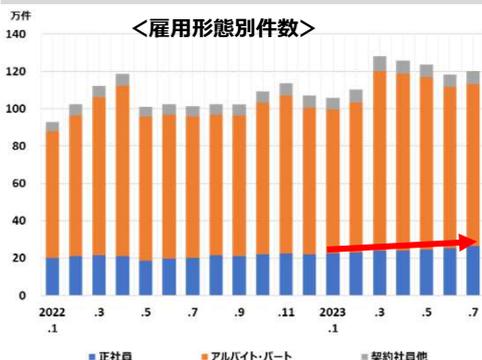
◆精神障害大幅増加 2022年度労災補償状況

厚生労働省より公表された2022年度「過労死等の労災補償状況」によると、過労死等に関する労災請求件数は3,486件（前年度比387件増）で、うち支給決定件数は904件（同103件増）と大幅に増加した一方、支給決定件数904件のうち死亡・自殺件数は121件（同15件減）に減少となりました。

精神障害の労災補償は請求件数が2,683件（同337件増）、支給決定件数が710件（同81件増）と大きく増え、認定率も35.8%（同3.6ポイント増）に上昇しています。特に出来事別の支給決定件数では「上司とのトラブル」「上司らのパワハラ」など対人関係が依然として多数を占めています。また、業種別（大分類）の支給決定件数では「医療・福祉」が前年に引き続き最も多く、次いで「製造業」、「卸売業・小売業」の順になっています。

出所：厚生労働省 令和4年度『過労死等の労災補償状況』を公表します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33879.html

求人広告掲載件数等集計結果（2023年7月分）



公益社団法人全国求人情報協会が2023年8月25日に公表したデータによると、7月の雇用形態別件数は過平均（全体）で1,202,263件（前年同月比+18.6%）となりました。

雇用形態別件数の正社員求人は263,655件（前月比+10,771件）と2023年1月以降、わずかながらも右肩上がりに増加しています。

公益社団法人全国求人情報協会【求人広告掲載件数等集計結果(2023年7月分)】より当社作成

市場データ

2022年就業構造基本調査結果

（総務省 2023年7月公表）

■調査時期：2022年10月1日

①15歳以上人口の就業状態

- ・有業者 6,706万人（2017年比 85万人増）
- ・無業者 4,313万人（2017年比 163万人減）

②副業がある者及び追加就業希望者（非農林業従事者）

- ・副業がある者 305万人（2017年比 60万人増）
- ・追加就業希望者 493万人（2017年比 93万人増）

③育児をしている者及び介護をしている者の就業状態

- ・育児をしている者に占める有業者の割合 85.2%（2017年比5.9pt増）
- ・介護をしている者に占める有業者の割合 58.0%（2017年比2.8pt増）

有業率については、5年前と比べ全体的に上昇傾向でした。15歳以上人口の就業状態では、女性はずべての年代で増加に対し、男性は60歳以上の有業率が大幅に増加という結果でした。

株式会社アヴァンティスタッフ

本社
東京都中央区日本橋兜町6-7

本社代表 03-6703-8338
横浜支店 045-325-0211
名古屋支店 052-229-1521
大阪営業課 06-6206-1160

Web サイト
www.avantistaff.com

HRタイムズ最新号はHPでもご覧いただけます。
⇒当社HP（上記WEBサイト）
⇒企業ご担当者の方⇒お知らせ

HRタイムズに関するご意見、ご要望は以下までお願いします。

業務企画部 03-6703-8338